される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

［ニ・ホ　略］

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル５G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

［(イ)～(ハ)　略］

(ニ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（ローカル５Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を行う場合に限る。）

(ホ)　［略］

(ヘ)　［略］

(2)　陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

［(イ)～(ハ)　略］

(ニ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ローカル５Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機との間の通信を行う場合に限る。）

(ホ)　［略］

(ヘ)　［略］

［ト　略］

［二　略］

三　陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

［ニ・ホ　同上］

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル５Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局

［(イ)～(ハ)　同上］

［新設］

(ニ)　［同上］

(ホ)　［同上］

(2)　陸上移動局

［(イ)～(ハ)　同上］

［新設］

(ニ)　［同上］

(ホ)　［同上］

［ト　同上］

［二　同上］

三　［同上］

イ　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号ヘ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。